

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会
議事録

令和6年8月1日
13:30 ~ 14:20
千葉労働局1会議室

令和6年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回特別小委員会

1 日時 令和6年8月1日(木)13:30 ~ 14:20

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 委員長並びに同代理の選出

(2) 意見陳述

(3) 特定最低賃金の決定及び改正の必要性について

(4) その他

5 配付資料

資料 1 特定最低賃金の件名について

資料 2 千葉県における特定最低賃金の決定・改正決定の申出一覧表

資料 3 特定最低賃金の審議結果について

資料 4 特定最低賃金の年内発効の状況

資料 5 千葉県における最低賃金の推移

資料 6 最低賃金決定要覧

6 議事内容

(賃金室長補佐)

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第1回特別小委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、今年度、第1回目の特別小委員会でございますので、委員長及び委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、ご了承くださいたいと存じます。

まず、本日の特別小委員会の成立について報告いたします。本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

それでは、早速、委員長及び委員長代理を選出させていただきます。

なお、委員長、委員長代理は特別小委員会運営規程第4条により、公益委員の中から選出いただくこととなります。

先に行われました公益委員による協議の結果、委員長に大澤委員、委員長代理に大竹委員ということで、お話がございました。

いかがでしょうか、お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

ただ今、委員長に大澤委員、委員長代理に大竹委員が選出されました。

それでは、大澤委員長より就任のご挨拶をいただき、以後の議事運営を大澤委員長にお願いしたいと存じます。

委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは少々位置付けが異なっておりまして、特定の産業について労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、労使の申し出により設定するものであります。

この小委員会では、特定最低賃金の改正の必要性の有無などについて、意見調整を行うこととなりますが、全会一致が原則でございます。

本日は、意見陳述も行われますので、陳述内容も参考にされ、十分に意見を出し合ってください、最終的に全会一致でまとめられればと思っております。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。

本委員会は、運営規程第8条「会議は委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。」としていることから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

始めに、事務局から特定最低賃金の件名について説明があるとのことですのでお願いします。

(賃金指導官)

資料 1 をご覧ください。

平成 19 年 11 月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、千葉県特定最低賃金 7 業種のうち 3 業種の件名が変更されております。

変更後の 3 業種の名称は、表左側の正式名称のとおりでございます。

3 業種とも変更前より複雑且つ長い名称となっておりますことから、昨年度と同様に表右側の使用する呼称の件名を使用することにつきましてご提案させて頂きたいと思っております。

なお、諮問文・答申文・公示文には簡略せず、正式な件名を記載することといたします。

以上、お諮りいたします。

(委員長)

それでは、特定最低賃金の件名は、資料 1 のとおり呼称を使用することとしてよろしいでしょうか。

《「はい。」「結構です。」旨の声》

(委員長)

ご了承をいただきましたので、今後の審議では呼称を使用することとします。

次に、千葉労働局長に対して提出された最低賃金改正の申出書について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

資料 2 をご覧ください。

先日の審議会で配付したものと同一ものになります。

各業種からの申し出につきましては、前回の本審議会でご説明したとおり適用労働者数等、問題はございませんでした。

労働協約の最下限額について報告いたします。

右から 3 列目の(a)労働協約等の賃金の最低額をご覧ください。

まず、新設決定の申し出ですが、総合スーパーマーケットの最下限額は 1,085 円になります。

次に、改正決定の申し出ですが、調味料製造業は 1,026 円、鉄鋼業は 1,185 円、

一般機械器具製造業関係は 1,062 円、電気機械器具製造業関係は 1,121 円、精密機械器具製造業関係は 1,067 円、各種商品小売業は 1,085 円、自動車小売業は 1,108 円となっております。

なお、金額改正となった場合に設定できる最高額は、今申し上げた各業種の協約額が最高額となり、最低額は地域別最低賃金を 1 円上回る額となります。

また、資料 3 から 6 については、これまでの特定最低賃金の推移や全国の特
定最低賃金の一覧を入れてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、こちらも、先日の審議会でも配付しているものになりますが「JAM 東京千葉 千葉県連絡会」から提出されました「千葉県最低賃金ならびに特定最低賃金に関する意見書」と「JAM 東京千葉 東葛精鋼労働組合」ほか 27 団体から提出のありました「2024 年度最低賃金に関する要請書」になります。

内容につきましては、すでに先日の審議会でも説明していますので割愛させていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(委員長)

まず、念のため確認いただきたいと思いますが、本日の特別小委員会の審議は特別小委員会運営規程第 2 条に定めるところにより、審議会における円滑な意思決定を図るため、労使の意見調整を予備的に行うものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題(1)の意見陳述に入ります。

最初に、事務局から意見陳述について説明をお願いします。

(賃金指導官)

意見陳述を実施することにつきましては、7月29日の「第438回本審議会」においてご了解をいただきました。

本日は、6業種について4名の方が意見陳述されます。

意見陳述が行われる業種及び陳述される方は、Aさんから一般機械器具製造業関係と精密機械器具製造業関係、U A ゼンセンのBさんから各種商品小売業と総合スーパーマーケット、自動車総連のCさんから自動車新車小売業、Dさんから電気機械器具製造業関係となります。

なお、陳述の順番は、ただいまご紹介した順をお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

(委員長)

それでは、一般機械器具製造業関係の意見陳述から行います。

(J A M 東京千葉 千葉県連絡会)

機械・金属産業の労働組合で主に中小企業を組織している J A M 東京千葉の A と申します。

まずもってこのような意見陳述の機会をいただきましてありがとうございます。

はん用機械・生産用機械器具製造業は、一般産業用機械、金属加工機械から農業・建設・繊維、軸受、包装・梱包機、さらには、その他の機械、機械器具・部品など様々な分野の機械器具製造業が含まれています。

製品をつくるための機械を製造したり、その部品を製造したりするなど、ものづくり製造業を支える基盤的産業・業種です。

日本のものづくりの土台であるはん用機械製造業で働く労働者の最低額が、どんな仕事、どんな産業に働く労働者とも同じ最低額、つまり地域別最低賃金と同額で構わない、ということによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではないと考えます。

地域別最低賃金よりも少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申し出しているということを是非、尊重していただきたく意見陳述を申し出る次第です。

毎年、J A M では景気調査を行っておりますが、その中で、やはり今重大な問題になっているのが労働力不足の課題でございます。

労働力人口が減っていくことは明らかですから、今後も続いていくことが推測されます。

製造業における雇用の逼迫は続いておりますし、中長期的な事業と産業の維持・発展に向けて、産業間の賃金格差の是正、魅力ある産業の維持と人材不足の解消が必要でございます。

労働者にとって最も関心が高いのは賃金の安定と水準の高さです。

中小企業の経営状況は、まだまだ厳しいことは認識しておりますが、そのことについては別途支援策を講じることが適当であると考えております。

当該産業の労働者による申し出である賃金面に関する課題は、産業別最低賃金としての必要性をご理解いただきたいと思いますと考えております。

2点目で、今年の申し出労組の2024年の賃上げ額は14,603円という高水準になっております。

3点目で、時間額の分布を載せておりますが、現在の千葉県最低賃金の1,026円を上回る水準となっており、多くが1,160円以上になっております。

4点目は、先日事務局から配られた資料でございます。

2024年の最低賃金に関する基礎調査によると、一般機械器具製造業関係労働者の時間当たり平均は1,865円となっております。

もっとも勤続年数が少ない18歳から19歳の時間当たり平均では、男性が1,231円、女性が1,095円となっております。

5点目は、令和5年の賃金構造基本統計調査を載せておりますけれども、千葉県内のはん用機械器具製造業の賃金水準は最も低い時間額が1,112円、生産用機械器具製造業の水準は1,163円であり、千葉県の地域別最賃1,026円に仮に今回の地賃の目安通りに改定されたとしても、この額を上回っているという状況でございます。

最後に令和6年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第2項のイに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」では、はん用・生産用機械器具製造業に関連する職種を見ると、千葉県最低賃金1,026円を大きく上回っておりまして、こちらも仮に目安通りの改定が行われたとしても、それ以上に上回る実態にあるというような実態でございます。

このため、私どもとしては必要性に関して申し出ているということでございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて、精密機械器具製造業関係の意見陳述をお願いします。

(JAM東京千葉 千葉県連絡会)

続きまして、精密機械器具製造業の必要性審議における意見陳述をしたいと思います。

特定最低賃金の申し出の労働者は、当該産業に働く労働者の観点から、あるべき水準確保による魅力的産業の育成と発展に向けて申し出をしております。

また、労働組合がある当該産業労使の自主的賃金交渉結果を未組織の産業労働者に補完して反映させて公正な賃金決定をするとともに産業・企業間の賃金コスト・ダンピング競争を防止して事業の公正競争に資することを目的に申し出をしております。

地域別最低賃金より少しでも高い最低規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事・業種に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて、金額改正の議論をすべきではないか、ということで労働者が申し出ていることを御尊重いただきたいと思います。

1点目で、令和5年賃金構造基本統計調査結果によると、千葉県内の業務用機械器具製造業の賃金水準は、最も低い時間額で100から999人規模の19歳以下で1,027円となっております。

これは1名ということでしたが、次いで1,000人以上規模の25歳から29歳で1,160円、その他の製造業で10人から99人規模の25歳から29歳で1,108円となっております。

千葉県地域別最低賃金1,026円に、仮に目安通りの50円の改定が行われても、概ね上回っている実態になります。

2点目は、先日労働局からお配りいただいた最低賃金基礎調査によると、精密機械製造業関係労働者の時間あたり平均賃金額は1,693円となっております。

3点目は、派遣労働法では派遣労働者の公正な待遇を確保するために、派遣先に雇用される労働者との均等待遇の確保を求めています。

令和6年度と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に千葉県指数を乗じた額で精密機械器具製造業に関連する職種を見ると、基準値0円で計算しても現在の千葉県最低賃金の1,026円を上回る実態にあるということで、こちらについても必要性有りということで訴えさせていただきます。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて、各種商品小売業の意見陳述についてお願いいたします。

(U A ゼンセン)

U A ゼンセンのBと申します。

令和5年度の賃金構造基本統計調査の結果によりますと、千葉県内の小売業の賃金水準、実質賃金は最も低いのは19歳までの時間給が1,156円となっております。各種商品小売業の企業内最低賃金の協定金額1,085円を71円上回っている状況になります。

長い間各種商品小売業の特定最低賃金は地域別最低賃金の金額が適用されておりますが、まさに今、労働人口が減少している社会を迎えて人材不足が大きな問題になっておりますので、特定最低賃金の本来の目的に立ち止まっていたら、地域別最低賃金以上の賃金額の設定が必要であるということで今回申し出をさせていただいております。

こちらの数字は、賃金水準は令和5年度の数字、また協定額の方は令和6年4月1日から適用されている金額になっておりますので、今年度、実質はもっと差が開いているということになりますので、是非この数字を頭に入れていただけ

ればと思います。

2018年以降の地域別最低賃金、労使協定額、賃金構造基本統計調査の実質賃金の推移からもわかるように、協定額というのは地域別最低賃金を上回っております。

今回、報道などでもされていますが、仮に地域別最低賃金が50円程度改定されたとしても、今年度の協定額の方が地域別最低賃金を上回ります。

併せて、協定額は実質賃金を上回ることはないということも予想されます。

それぞれの金額の差が例えばわずかであったとしても、各種商品小売業の産業の価値を高める目的からすれば、改正自体は意義があるものだと考えております。

続きまして、千葉県内の産業別就業者数と賃金について少し説明させていただきたいと思います。

千葉県内の短時間労働者の卸売り・小売業に従事している割合は他の産業に比べて圧倒的に多いです。

ただし、1時間あたりの所定内賃金は企業規模間別の数字を大きく下回っているような状況が見て取れます。

また、小売業に働く人たちは低賃金で就業していることで、特に労働条件が悪かった、また、収入が低かったという理由で退職している数が他の産業との差を大きく広げている実態がございます。

退職者が多い職場というのは、人材が定着せず、必然的に労働環境が悪化します。

そして、また新たな退職者を生むという負のスパイラルの中にあるといえます。

各種商品小売業は多くの就業者を必要とする産業でありながら、この退職者も多いということは優秀な人材が流出しているということになると思います。

人材不足が原因で、まさに店舗の運営ができず、営業時間を短縮しているというも皆さんご存知かと思えます。

それは現在も同じ状況にあると考えられます。

このままでいきますと、千葉県民が社会生活を営むのに不可欠な社会インフラ、生活インフラ、そして食品インフラの役目を担うことができないばかりか、私たち消費者にとっても大きな影響を及ぼすこととなります。

また近年、年収の壁の問題によって就業調整が行われ、それが人材不足になっているという声も聞かれますが、厚生労働省が実施した2021年度パートタイム有期雇用労働者総合実態調査によりますと就業調整をしているのは全体の13%に過ぎません。

約7割は就業調整をしていないという実態がございます。

2016年の同じ調査でも就業調整をしている数字が少なくなっているということが見て取れると思います。

さらに、これは小売業従事者の特徴の一つかと思いますが、ひとり親の就業率が高いという実態もございます。

ひとり親世帯の家族の所得の低さが社会の中でも問題になっておりますが、千葉県内においてもひとり親世帯が増加している傾向にあります。

その貧困率も40%を超えているという状況がございます。

現在の地域別最低賃金では、フルタイムのパートで働いたとしても、年収200万円前後でとどまっております。

さらに、ここ数年の物価上昇の影響で、さらに生活が困窮しているということが予想されます。

やはり、私たち労働者の安定した生活基盤が形成できるような待遇の改善が必要だと考えております。

小売業は他の産業に比べると柔軟な働き方が可能で、多様な事情にも柔軟に対応できる業種だと言われております。

しかし、私たちの生活に必要な身近なエッセンシャルワーカーでもあり、必要不可欠な存在である一方で、賃金などの待遇面が改善されないこと、また慢性的な人材不足などが大きな課題になっております。

人材不足により一人当たりの業務的負荷が大きくなり、代わりの人材がいないため休みが取りにくいというケースもあります。

エッセンシャルワーカーとしての待遇改善と合わせて、小売業の魅力、業務のやりがいを訴え、人材確保の努力が必要だと考えております。

長い間、各種商品小売業の優位性が認められずにいましたが、今では小売業で働く短時間労働者、店舗の補助的労働者ではなく、本当に店舗に必要な基幹労働者としての位置づけになっております。

特定最低賃金は、各種商品小売業全体の持続的な成長に貢献すると合わせて、産業全体の魅力を高め、優秀な人材の確保にもつながるものです。

円安の影響から各企業のコスト増が大きな負担になっていることは重々承知しておりますが、各種商品小売業の特定最低賃金の意義を見出すことで、公正労働基準確立の柱として、産業間の格差、企業規模間格差、正社員との格差是正に取り組み、労働者の生活の安定と他業種への労働力の流出を食い止める必要があると思います。

ぜひ前向きな審議をお願いしたいと思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

続いて、総合スーパーマーケットの意見陳述をお願いします。

(U A ゼンセン)

今回、総合スーパーマーケットの新設に伴う意見陳述をさせていただきますが、大きな理由としては先ほど述べさせていただきました各種商品小売業の改正と同様の理由がございます。

ただ、その中でもこの総合スーパーマーケットに特化した新設を申し出させていただいた理由としては申し出の方にも記載させていただいたとおり、千葉県内の総合スーパーマーケットにおいて2024年度特定最低賃金の適用労働者数は19,369名として報告をいただいております。

その過半数を超える10,051名が企業内協定により地域別最低賃金以上の賃金で就労しているということがございます。

とはいえ残りの方たち、それから企業との間にはやはり大きな差が広がりつつある中で同じこの総合スーパーマーケットという産業で働く労働者の公正労働基準の確立を目指しまして申し出をさせていただいております。

賃金の水準に関しましては、先ほどの各種商品小売業と同じでございます。

というのは、今回の企業内協定の金額はこの総合スーパーマーケットから出されたものであるからということになります。

令和5年の実質賃金は1,156円になります。

合わせて今年度4月から適用されているスーパーマーケットの企業内最低賃金は1,085円となっております。

71円の金額の差がございます。

2018年以降の千葉県最低賃金、それから総合スーパーマーケットの労使協定額、それから実質賃金の推移からもわかるように、今年度、仮に50円前後の金額が改正されたとしても地域別最低賃金は上回る、地域別最低賃金との差がわずかであっても総合スーパーマーケットの産業価値を高めることになると思います。

小売業は県内でも最も就労者が多い産業ですけれども、1時間あたりの所定内の賃金は他の産業の平均を大きく下回っております。

また、退職者の理由としては労働条件が悪い、それから賃金が低いということも挙げられております。

賃上げを行っても人材不足が解決されない理由としては、もしかしたら他産業との賃金格差も挙げられるのではないかと考えております。

年収の壁問題による就業調整の問題に関しましては、先ほども述べさせていただきましたとおり、2021年と2020年、2016年の調査の結果を比較しても、就労調整者が減少していることから、年収の壁問題と就労調整、例えば賃上げを

することでさらなる人材不足につながるという懸念をする声も聞かれます。

けれども、そういったところに目を向けるのではなくて、就労調整をしない人たち約7割の人たちの方に目を向けていただいて、この人たちがしっかりと生活の基盤を築けるような処遇改善に目を向けていただきたいと思います。

今の現状からすると、地域別最低賃金、フルタイムパートで働いても200万円前後の収入しか得られないということが、ここ数年の物価上昇により更に生活が困窮しているということが、総合スーパーマーケットにおいても見て取れます。

最後になりますが、小売業の中でも、総合スーパーマーケットは特に柔軟な働き方が可能で、多様な事情にも対応可能な業種になります。

けれども、私たちの生活に最も身近なエッセンシャルワーカーであり、本当に必要不可欠な存在である一方で、賃金などの待遇面が改善されないこと、慢性的な人材不足などが影響し、1人当たりの業務負荷が大きくなっています。

各企業が努力していることとして、レジの自動化や生産性の向上に努めていることは十々承知しておりますが、やはり店舗の中で基幹労働者と化した短時間労働者の待遇改善に目を向けていただきたい。

円安の影響から、企業のコスト増が大きな負担になっていることは承知しておりますが、千葉県内の小売業を牽引している総合スーパーマーケットに特化した最低賃金を新設することで、公正労働基準の確立の柱となる、産業間格差、企業規模間格差並びに正社員との格差是正に取り組み、労働者の生活の安定、他業種への労働力の流出を食い止めるという点で前向きな審議をお願いしたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、続いて自動車新車小売業の意見陳述でございます。

(自動車総連千葉地方協議会)

改めまして、本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

自動車総連千葉地方協議会のCと申します。よろしくお願いたします。

千葉県の自動車新車小売業の特定最低賃金の必要性審議における意見陳述ということで、今回の目的としては、産業全体の魅力を高め、人材の確保と定着を図ることで、産業の競争力を高めていきたい、というところがメインになるというところでございます。

この新車小売ということですので、皆さんもお車をお乗りいただいているかと思いますが、カーディーラーになります。

千葉県の場合は自動車産業と申しますと、本来は製造販売輸送というものがあるのですが、千葉県内は大きな製造会社がございません。

関連の部品工場とかそういった企業が多くありますけれども、メインは販売ディーラーが占めているという実態になります。

最低賃金の推移にもお示しをさせていただいておりますが、自動車新車小売業は2019年から必要性なしという判断をいただいておりますが、協定最賃というのは、2024年に至るまで確実に引き上げをしてきているという実態がございます。

けれども、過去の資料をちょっと確認しましたところ、やはりディーラーが中心なので企業間でやってくださいというようなコメントがありました。

確かに労働組合がある販売店はそのような交渉の場がありますから、このように確実に企業内最低賃金の引き上げを実施してきましたけれども、組合の組織率というのが2割を切っております。

そうすると、小さな販売店とかは交渉ができない状況にあるというところがございます。

ですので、この産業の魅力を高めるところでは、未組織企業の底上げという部分にも我々労働組合があるところとしては意識をしていかなければいけないというところでお汲み取りをいただきたいと思っております。

我々の業界も人材不足が顕著でございます。

さらには新車の小売というところがございますが、セールスだけではなくてお車を整備するメンテナンスする整備士も在籍しております。

整備士に関しましては国家資格がないと従事できないという職種になりますが、国家資格を持った整備士が年々減少しており、現在では外国籍のエンジニアを採用して何とかお客様の安心・安全のために整備をいただいているという現状でございます。

日本の平均的な年収が410万円、430万円くらいですかね。

ただ、皆様の命を乗せて走っている車の整備をしている整備士の平均給与というのが、日本の平均給与の若干上回っているくらいに過ぎないのです。

ここは産業内の課題だろうと言われればそれまでですけれども、重要な社会インフラの一翼を担っているという観点からしますと、もっと引き上げが必要というのは我々も常に思っているところがございます。

少々話が脱線しましたけれども、そのような観点から特定最低賃金の必要性をぜひ認めていただきたいというところがございます。

最後になりますが、必要性有りに向けた適正な審議のお願いということで、魅

力ある産業ということで、特定最低賃金の必要性を強く要請したいと思います。

千葉県最低賃金との差が大きくなかったとしても、例えば特定最低賃金の引上げは千葉県最低賃金と一緒にという判断を、もし審議の場があればそういった話もできるかもしれませんが、まずは土俵に乗せていただきたいというのが本心でございます。

必要性有りを認めていただいて、特賃の審議の場に臨ませていただきたいというところを切にお願いをして私の陳述をさせていただきたいと思います。

貴重なお時間ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

最後に電気機械器具製造業関係の意見陳述をお願いします。

(電機連合千葉地方協議会)

昨年に引き継ぎまして、このような意見陳述の場を頂戴いたしましてありがとうございます。

本日は大きく3点についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目は電気の産別最低賃金協定についての推移と優位性についてです。

本日、意見陳述いたしました全ての産別の思いは同じなのですが、まず地域別最低賃金と特定最低賃金は全く異なるものというのは是非ご承知いただきたいなと思っております。

今年度の電機連合の最低の協定額は1,121円という状況です。

特定最低賃金も過去から大きく上回っている状況で、2020年以降、地域別最低賃金の大幅な改定というものがありまして、年々近づいてきている状況ではありますけれども、いまだその優位性は電気の協定最賃というのが保っているという考えでございます。

すでに目安の方が示されておりますけれども、仮に地域別最低賃金が50円引き上がったとしても、その上でも優位性を保っているという状況になります。

ご承知のとおり、電気産業は社会のデジタル化、脱炭素化、AI、ロボット等々で、今後発展するというような形で非常に期待をいただいているという状況になっております。

またここ数年、電気各社においても、優秀な人材確保であったり、電気産業の魅力を高めるというところで、顕著にここ2、3年で各社が協定しております最低賃金の協定額を大幅に引き上げるというのが、ここ数年の動きとなっております。

よって、最低協定の額が1,121円という状況でありますけれども、その幅も大

手のところは既に 1,300 円を超えているところもありまして、大半のところは 1,200 円に近づいているという状況に置かれています。

そして、千葉県の電気中小零細の賃金実態、昨年令和 5 年の実績になります。

年々、右肩上がりだったんですけども、今年度データを取りますと、昨年の状況としては若干男性、女性ともに下がっているという傾向はありますけれども、いまだ若干なりとも電気の特定期賃は実態を上回っているというようところで、特に男性の部分については 300 円を超える金額で上回っているという状況でございます。

こういった千葉県の電機産業の最低賃金の協定並びに電気の中小零細の企業の賃金の支給実態というところも踏まえまして、ぜひ慎重な必要性の審議のご検討をお願いさせていただきますまして、私からの説明とさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。

ただいま 6 業種という 4 名の方から説明をいただきました内容について、お尋ねしたいことがある方は発言をお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ご質問など無いようですので次に議題(2)の特定最低賃金の決定及び改正決定の必要性についてに入ります。

まだ時間があるようなので、これから労使双方それぞれで打ち合わせを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(労働者委員)

本日の特別小委員会については、先ほどの意見陳述等を踏まえていただきまして、一旦、御検討いただいた上で、8月21日に開催します第2回の特別小委員会で改めて審議をお願いしたいと考えております。

(委員長)

使用者側は、これについてご意見はいかがでしょうか。

(使用者委員)

我々といたしましても、今日の意見陳述を持ち帰り検討しまして、次回の委員会で判断させていただきたいと思っております。

(委員長)

わかりました。そうしますと本日は審議せずに8月21日の2回目の特別小委員会で審議するというのでよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(委員長)

わかりました。本日の主要議題は、以上となりますが、最後にご質問やご発言されることがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

(委員長)

事務局から、ほかに説明することはありますか。

(賃金室長)

ありません。

(委員長)

それでは、次回の第2回特別小委員会は、8月21日午前9時30分から、本日より同じく千葉労働局1階共用会議室で開催します。

今回は、引き続き1業種の新設決定の必要性、7業種の改正決定の必要性について審議を行いますので、よろしくをお願いします。

では、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。